

## 2027 コードとISの更新プロセス

### ステークホルダーとの協議段階主な変更点の概要

インターナショナル	国際規格	国際規格	国際規格	国
際規格	国際基準	プライバシー	個人情報保護方	
針				

#### エグゼクティブ・サマリー

プライバシーと個人情報の保護に関する国際基準（ISPPPI）は2009年に初めて採択され、署名者、公的機関、その他の関係者との協議を経て、2015年、2018年、2021年に更新版が導入された。

ISPPPI の主な目的は、アンチ・ドーピング団体がアンチ・ドーピング活動を実施 する際に処理する個人情報に対して、適切かつ十分に効果的なプライバシー保護措置が適用されることを確保することである。ISPPPI は、経済協力開発機構（OECD）の「プライバシーの保護及び個人データの国境を越えた流 れに関する 1980 年ガイドライン」、欧州評議会の近代化条約 108+、欧州連合（EU）及び英国（UK）の一般データ保護規則などの国際的及び地域的なデータ保護の枠組み及び判例法 に沿ったものである。

ISPPPI の主な変更点は、利害関係者のフィードバックのために特定された概念と一致しており、それらはすべて強い支持を得た。**新しいタイトル（すなわち、データ保護のための国際規格）**、国際規格にすでに存在する概念を統合したプライバシー・バイ・デザインの条文、第三者と の個人情報の共有に関する簡素化された原則、および附属書 A を含むデータ保持期間の更新である。より実質的な変更が加えられていない追加的な条文も、WADACConnect において利害関係者のフィードバックのために公開される予定である。利害関係者は、プライバシー・バイ・デザインに関する新しい条文が導入されたため、基準全体を通して条文の番号付けが変更されたことに留意すべきである。

## 第5条：プライバシー・バイ・デザインの実施

これはこの国際規格の新しい条項である。しかし、その要求事項のほとんどは、現行のISPPPIに既に存在する。この条文の最初の要件は、個人情報処理に関連するデータ保護リスクを評価し、軽減する一般的な義務を定めている。これは、2021年ISPPPI第9.6条にあった、機微な個人情報と居場所に適用される義務を拡大したものである。次の要件は、このアセスメントの実施方法を定め、追加アセスメントが必要となる特定の高リスクの状況を特定するものである。最後の2つの要件は、2021 ISPPPI 第6条に規定されていた、機微な個人情報に関係する場合に保護措置や手順を調整する必要性、および2021 ISPPPI 第5条に規定されていた、データの正確性を確保するための措置に関する義務を統合したものである。

## 第6条：限定された目的のための、関連性があり、かつ適切な個人情報の処理

この条文は、現行の 2021 ISPPPI 第 5 条であるが、大幅に簡素化されている。プライバシー・バイ・デザイン及びリスクアセスメントに関する要求事項の新規化・拡大、並びに世界ドーピング防止規程（WADA 規程）及び国際基準で規定される詳細レベルの向上を考慮し、ISPPPI 原案作成チームは、2021 年 ISPPPI 第 5.3 条に以前含まれていた詳細な内容は、もはや有用ではないと考えた。

---

## 第9条 個人情報の責任ある共同利用

この条文は現行の 2021 ISPPPI 第 8 条であり、目的の限定と比例に関する 2021 ISPPPI 第 6 条と同様の理由、すなわち、共有の目的と保護措置は、ISPPPI 自体と同様に、WADA 規程と他の国際基準に既に含まれているため、簡素化された。この更新された条文には、第三者代理人と協働する場合に適用される特定の共有要件も統合されている。

---

## 第11条 個人情報の保有制限および廃棄の徹底

この第 11 条は、現行の 2021 ISPPPI 第 10 条に関連するものであり、データライフサイクルの保存段階におけるデータの最小化を確実にするという主要な目的を強調するために、タイトルを変更した。最初の 4 つの要求事項（第 11.1 条から第 11.4 条）は、現行の 2021 ISPPPI 第 10.1 条から第 10.5 条と実質的に類似している。第 11.5 条と第 11.6 条には、附属書 A の保存期間に対する具体的かつ限定的な例外と、適用可能な例外のリスクを評価し文書化する要件が含まれている。列挙された例外は、現在進行中の調査又は法的手続きに関して、附属書 A で以前に特定された例外を統合したものである。また、これらの例外は、ISPPPI のデータ最小化の原則及び附属書 A に反映されているドーピング防止活動の適切な保存期間に関するコンセンサスを十分に考慮した上で、各国の法的枠組みの特殊性に合わせるための枠組みを提供するものでもある。

---

## 付属文書A：保持時間

ISPPPI ドラフティング・チームは、ドーピング防止機関が自らのシステム及び記録管理プロセスにおいて附属書 A を容易に実施することができるよう、附属書全体にわたり、一定の非実質的な変更（例えば、記録の名称及び説明）を行った。ADAMS における附属書 A の実施に関連する具体的な事項については、今後 ADAMS の文書において特定される（例えば、不完全な記録又は誤りのある記録に適用される保存期間）。以下の実質的な変更が提案されており、最初の 2 つはコンセプトの段階で利害関係者から特に支持されたもの

であり、後の2つは ISPPPI ドラフティングチームの議論から生まれたものである：

- 居場所：所在情報の保存期間を10年に統一することが提案されており、大多数の利害関係者がこれを持した。利害関係者は、居場所に関する手続きや調査（居場所の失敗や改ざんなど）に情報を提供し、疑わしい傾向やリスクを特定するために、この期間居場所を保持する必要性を挙げた（フェネック作戦など）。
- 調査：完了した調査に関連する個人情報を含む記録について、新たな最長保存期間を提案する。アンチ・ドーピングの I&I の側面が成熟の初期段階にあることは、「インテリジェンス 及び調査に関する国際基準」の新基準に示されているとおりであるが、ISPPPI 草案作成チームは、各ドーピング防止機関が ISPPPI 第 11 条に基づき適切な期間を定める義務を有することを想起しつつも、情報記録について統一された最長保存期間を設定する前に待機することを提案する。
- 教育：個人の教育記録については、ドーピング防止規則違反の訴訟手続との関連性や学習者を理解する必要性を考慮し、新たな最長保存期間が提案されている。

様々な役割における個人のパスウェイ。この期間は、その感度の低さを考慮し、人口統計記録の期間と一致している。

- 結果管理：アンチ・ドーピング規則違反に関連する限定的な情報、すなわち、違反の性質、資格停止期間、禁止物質／禁止方法、及び課された結果について、より長い保存期間が提案されている。これは、教育記録と同様に、個人がスポーツにおいて複数の役割（例えば、アスリート、コーチ、又はスポーツ統括団体の構成員）を担う可能性があり、過去のアンチ・ドーピング規則違反に関する特定の最小限の情報が、より長い期間、関連性を有し、必要であり続けることを意味するため、提案されるものである。